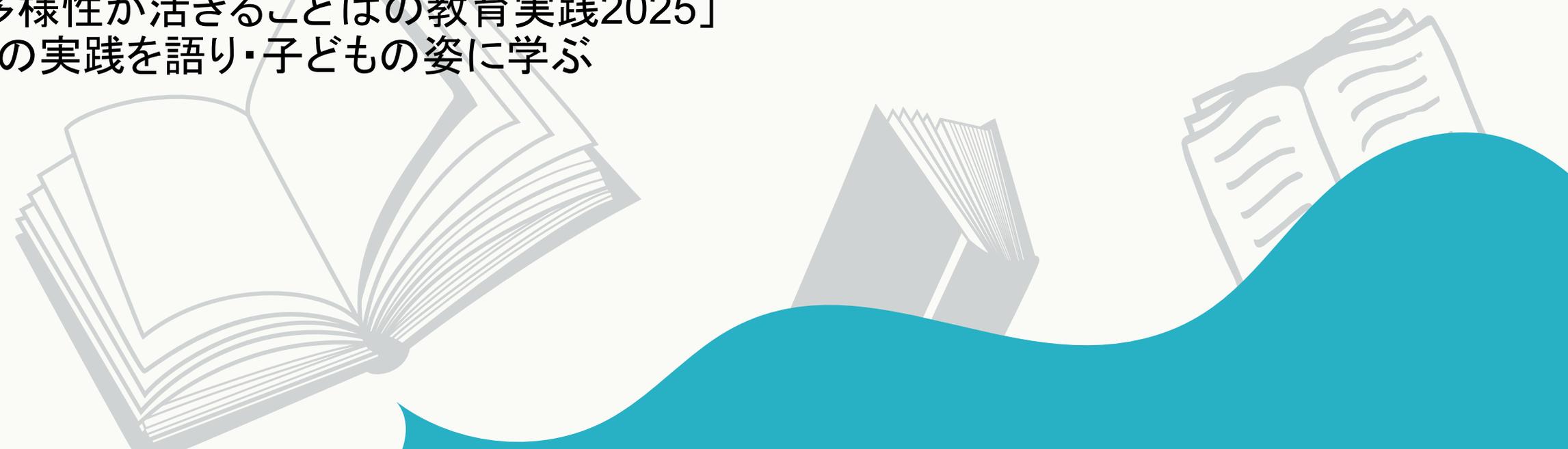


2025年10月19日(日)
東京学芸大学第2回実践交流会
「多様性が活かせるこどばの教育実践2025」
私の実践を語り・子どもの姿に学ぶ



「子どもの権利条約」を読んで考えよう
—個人の尊重と日本国憲法—

本資料の利用について
教育・研修を目的とした利用に限ります。資料としてご利用を希望する場合は、
コンテンツの出典として「利用する資料等の作成者・執筆者」「利用する資料等
が作成・公開された事業名」「コンテンツが示されているウェブサイトのURL」を
明記して利用してください。部分的な切り取りや加工をして利用することは禁じ
ます。

岩倉市立南部中学校
中村 夏帆

実践の背景① 対象生徒



中学校3年生 4名(国語＋社会 週7時間取り出し指導)

A

来日:
中1／2学期
ネパール

母語:D

日本語:
書く.....4
読む.....3
聞く話す...4

B

来日:
中1／2学期
ベトナム

母語:F

日本語:N3
書く.....5
読む.....5
聞く話す...4

C

来日:
小6／3学期
インドネシア

母語:F

日本語:N3
書く.....5
読む.....5
聞く話す...5

D

来日:
小4／3学期
パキスタン

母語:C

日本語:
書く.....4
読む.....3
聞く話す...4

実践の背景② 生徒／教師の思い



- ・A 日本に来たくなかった。日本は外国人に優しくない。図書室のネパールの本の情報が古いから、今のネパールを紹介したい。
- ・B 父は日本人。日本人の外国人への接し方にモヤモヤを感じている。
- ・C 日本の歴史は許せない。でも、日本人と一緒にになりたい。
- ・D みんなに外国に興味をもってほしい。
世界の音楽を放送で流したい。文化祭でダンスをしたい。

- ・日本に対して、モヤモヤする思いがある
- ・よりよい日本とするために、日本人生徒に伝えたいことがある
- ・伝えたいことはあるが、何を伝えたいのかはわからない
→「漢字がいや！」「全部英語で授業にして！」なにか違う

(教師の思い) 言語化できない自分の本当の思いを、言語化して、伝えたい相手に伝えられるようになってほしい

実践の紹介① 全10時間



問いをもつ
1時間

「現代の民主主義と社会」⇒参議院選挙について新聞記事を読む
問：グローバル化と日本国憲法。少子高齢化と日本人ファースト。

問いを広げる
4時間

★「子どもの権利条約」を読んで、権利と義務について考える。

自分事にする
2時間

新聞記事や日本人と外国人の投書をそれぞれ読み、話し合う。

まとめる
3時間

日本人生徒や教師に伝えたいことを工夫して模造紙にまとめ、文化祭で掲示する。

実践の紹介②

公民 基本的人権の尊重～子どもの権利条約～



目標

- ・教科:「個人の尊重と日本国憲法-基本的人権と個人の尊重-」
 - ①憲法や条約で基本的人権を保障することの意義を考える
 - ②人権の保障を自分事として捉え、話し合う
- ・日本語:
 - ①「子どもの権利条約」を読み、「～しなければならない／～する権利をもっている／～することができる」の違いを理解する(読む)
 - ②級友の意見を聞き、自分の意見を話す。話すときには、自分の具体的な例を示して、納得が得られる話し方をする(聞く／話す)

教材:「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会抄訳

実践の紹介③ 授業展開



時数	指導内容(技能別日本語)
2/10 読む	第1条～20条を読んで、一番興味をもった条約について、意見をまとめ、プリントに記述する
3/10 話す/聞く	第21条～40条を読んで、一番興味をもった条約について、意見をまとめ、記述し、級友と意見交換をする
4/10 話す/聞く	様々な国の生徒が勉強する南部中学校に必要な条約を3つ選び、級友にプレゼンする
5/10 書く	それぞれのプレゼンを聞き、考えたことを共有しながら、級友と条約を3つ選択し、理由をまとめ、記述する

実践の紹介④ 教師の予想と懸念

選択が予想された条約

日本国憲法についての学びで、「差別」について興味をもっていた。また、お金がないために私立高校が受験できない生徒が多い。

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がど
ういう人であるか、などによって差別されません。



第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



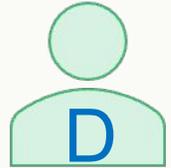
懸念された条約

子どものことを一番に考えたら、母国から日本に呼び寄せなかったはずだと、親に対して疑問をもつかもしれないと懸念。

実践の結果① 1時間目の生徒の記述



1時間目 第1条～10条、11条～20条(記述は原文ママ)

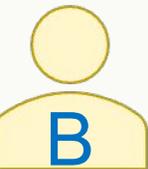


第1条【子どもの定義】

18歳になる前、子どもじゃなくて大人と思ってたらさまざまなことやばくなる。たとえば18歳よりまえに大人といたら子どもがはたらかないといけない。18歳になる前にけっこんしちゃだめだけど大人といたらこどもがけっこんしないといけない。

第1条【子どもの定義】

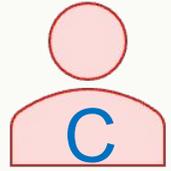
体が十分せいちょうして、自分がやったことにせきにんをもつことのできるとしぐらいから大人とすることをいいと思いました。まだ体がせいちょうしているときな大事なじきだから、アルコールのみものやたばこを使うと、体のせいちょうにわるい。高校卒業までは、ほごしゃがせきにんをもつ(下線部は中村が追記)



実践の結果① 1時間目の生徒の記述



1時間目 第1条～10条、11条～20条(記述は原文ママ)

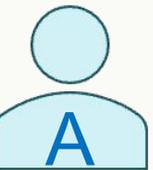


第19条【あらゆる暴力からの保護】

親の中には自分の子どもに対して暴力をふるったり、本当は子どもに言ってはいけないことを言ってしまったり、親は家でのんびりしているのに、子どもは働かせたりする人もいます。インドネシアでは、まだたくさんいるから、子どもの権利条約の中から、1番いいと思った。(子どもに勉強とかやさしく教える)

第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びと一緒に団体をつくったりすることは大事だと思います。なぜなら外国人がほかの国に勉強かしごとをするためにいくと自分から話かけるのはむづかしいけど話しかけないと自分が分からないことでこまったときにたすける人がいないからがんばって話かけることは大事だと思います。

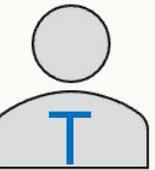


実践の結果② 1時間目を終えた所感



1時間目 第1条～10条、11条～20条

本実践を計画した理由は、参議院選挙の新聞記事を読んで、「日本国憲法の前文では国際社会のリーダーになると書いてあるのに、外国人の人権を大事にしない時代になって、外国人のビザはどうなるのか」「憲法では『基本的人権の尊重』は基本原理の一つだし、人が生まれたときから持っている権利なのに、国民じゃないから大切にされないのか。外国人差別か。」「多くの日本人は『日本人ファースト』をどのように考えているのか」という、憲法や条約への生徒の切実な問いがあったからだ。しかし、「子どもの権利条約」の読みでは、世界中の子どもが視点となり、生徒たちの切実性から離れてしまった。



実践の結果③ 2時間目の話し合い



2時間目 第1条～30条 相手の共感を得る話し合い

(許可を得て録音し実際の発話ができるかぎり再現、波線部はプリントの音読)

第23条【教育を受ける権利】

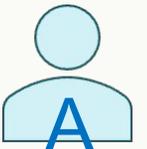
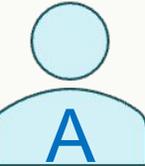
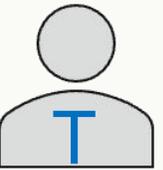
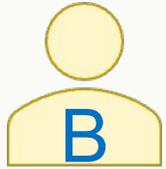
なんか、ベトナムでは、家があまりお金がないから、親と一緒に働く子どもが多いから。

なるほど。ベトナムではお金がないから働く子どもがいるんだね。それに対して意見をどうぞ。

ネパールでも、お金がない家族とかが、自分でも仕事をするけど、バスとかで、あのあのあの、なんていう

あー。わかった、わかった。(全員が同時に話し始める)

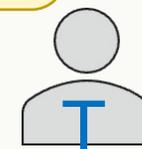
ちっちゃいホテルでお皿を洗うとかもある。なんていう、あれ。



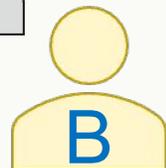
実践の結果③ 2時間目の話し合い



あと、売りに行くけど、なんていう。日本にもあるけど。番号あったらお金がもらえるの。

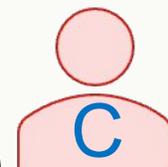


宝くじ？ロト？

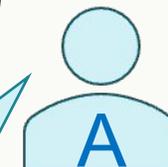
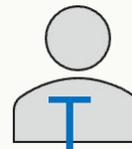


そう、それを売りに行くの、1枚ずつ。だいたいそれです。

宝くじは、お金もちの人が売る。

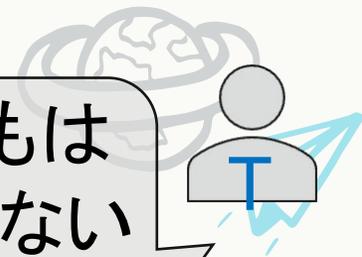


あー、インドネシアは違うんだ。国によって同じところもあれば、違うところもあるっていうことなんだ。でも、仕事をするっていうところでは一緒なんだ。例えば、お店やバスが止まるところで歌ってお金やごはんをもらう人もいれば、お皿をもらってお金をもらう人もいる。宝くじ、ロトですね。宝くじを売ってお金をもらう子どももいる。そういう子どもってあんまり学校に行けないの？



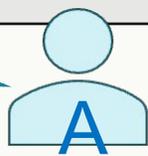
まあ、行けるけど、国じゃなくて、その場所、国が作ったお金がいらない学校に行く。

実践の結果③ 2時間目の話し合い

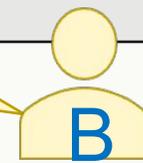


あー、ネパールにはお金がいらないうち学校があつて、お金がない子どもはその学校に行くんだ。でも、この岩倉南部中学校だって、お金がいらないうち学校でしょう。

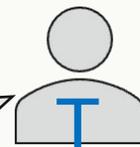
でも、たべもの。



制服がめっちゃ高い。



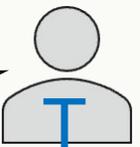
あー、日本ではお金がいらないうち言うけど、給食とか、制服とか、お金がいるんだね。公立高校もそうだね。



そうそう、高校は高い。教科書もある。制服がめっちゃ高い。



では、教育を受ける権利は、このぐらいでいいですか。



パキスタンでは仕事をする人もいるけど、仕事もない人は、road、道に座って、お金ください。お金ください。って言う。私、見た。



あー、いるいる。目が見えないとか足とかウソの人もいる。

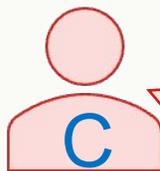


実践の結果③ 2時間目の話し合い

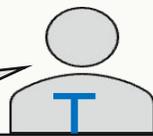


第23条【障がいのある子ども】

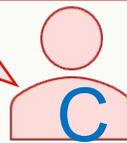
障害があるからといって、教育を受ける権利がなくなるわけじゃない。
障害があっても教育を受ける権利をもっていると思います。



障害ってわかる？



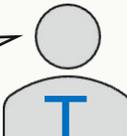
目が見えないとか。



足が動かないとか。



じゃあ、もし、この南部中学校に目が見えない人がいたらどうなる？



えっ、いるの？だれ？何年生？



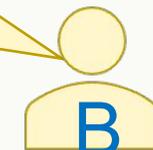
いないけど、もし、いたらどうなるだろう？



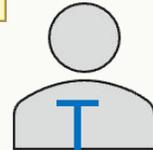
みんなと違うところで、別に勉強する。



なんか、あれ。見えないほうの専門の先生が来て、教える。



あー、目が見えない子どもには専門の教育が必要だから、みんなと同じ教室で勉強することは難しいかもしれない。



実践の結果③ 2時間目の話し合い

でも、別の学校に行くの？

あー、日本だと、盲学校、特別支援学校っていう違う学校もあるね。でも、どう？これって、みんなと一緒に勉強した方が良いの？それとも、違う学校で勉強した方が良いの？違う学校で勉強することは権利だと思う？

(A: 差別) うん、差別だと思う？

みんなと勉強したら、何がわかるの？見えないから。なんか、先生って、よく黒板に書いて説明するけど、あの子、たぶん見えないから、理解するのが難しいと思う。だから、差別じゃないと思います。

なるほど、理解することが大切だから、差別じゃないと思う。なるほど。他の人はどう？……Cは？

……ちょっとだけ差別だと思う。なんか、あの…、緊張しちゃう、頭にあるけどさ、あの、例えば障害がある人は、障害があるから君は別だねって言われている気がするから。

A

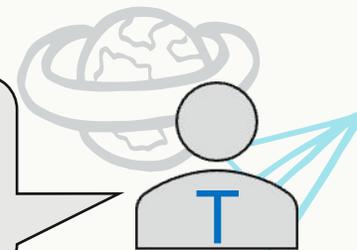
T

B

T

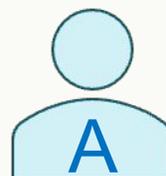
C

実践の結果③ 2時間目の話し合い

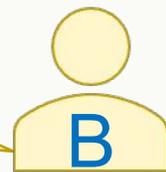


あー、なんかわかるきがある。別だねって言うのが、ちょっと差別、ちよつとっていうところ。Aは？

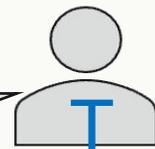
Cの言ったことわかる。例えば、今、私が目が見えないね。BとCとDは見える。私だけ見えない。日本語教室で。私がみんなと一緒に勉強したら、何も見えないでしょ。だから、聞くだけ。だから、三人が、Aだけちよつとちがうねと思うんじゃない。それが差別。私たちは見えるけど、Aだけ見えないって思うことが差別。



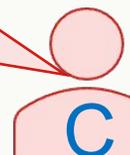
何から差別ですか。他の学校に行くことが差別ってこと？何？何を見るのって感じ。



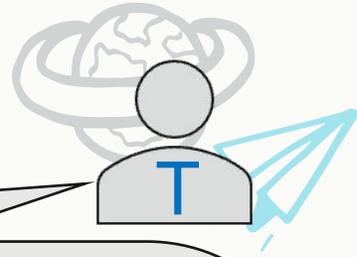
どこから差別、差別じゃないって、難しいね。



みんな一緒…。例えば、男女差別だったら、女の子はダメだけど、男の子は良いって言うこと。



実践の結果③ 2時間目を終えた所感



2時間目 第1条～30条 相手の共感を得る話し合い

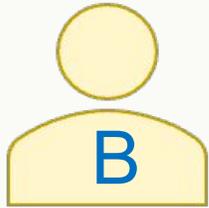
～発言を文字に起こしたことでわかったこと～

- ・【教育を受ける権利】については 4人が同時に話し続けている。AとD、BとDのペアになって、それぞれ話すことも多い。しかし、【障がいのある子ども】では、静かになり、BとCは、一人でじっくり考えている。AとDは、次の条約を読み始める。
- ・【教育を受ける権利】について、母国での経験が少ないDも自分の経験をもとに話すことができた。
- ・教師の発言が多い。生徒の発言に対して、教師がまとめたり、日本語を直したりしている。このことが、生徒が日本語はよくわからなくても、まず発言する安心感につながっている感がある。

実践の結果④ 3時間目の生徒の記述



3時間目 第1条～40条、様々な国の生徒が勉強する南部中学校に必要な条約を3つ選び、理由を添えて書きましょう。(記述は原文ママ)



第2条【差別の禁止】

第12条【意見を表す権利】

第31条【休み、遊ぶ権利】

第2 国のちがい、性のちがい、ことばやいけんのちがいがかんけいなく、あいてのことを大切に思うと、学校のともだちかんけいがおおくなり、たくさんの人とコミュニケーションをとることができるから。

実践の結果④ 3時間目の生徒の記述



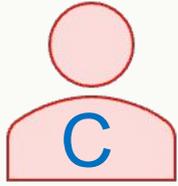
A

第14条【思想・良心・宗教の自由】

第19条【あらゆる暴力からの保護】

第31条【休み、遊ぶ権利】

条約1の第14条思想・宗教の自由をえらんだ理由はこの学校にちがう国からきたちがう宗教の人たちがいるとその宗教の自分のルールがとかあるのでそれをみんながわかったほうがいいだとおもいます。第19条あらゆる暴力からの保護をえらんだ理由は学校で勉強しない人にこわいように言うともっと学校と勉強からきよみない見たいになるからやさしくようにやったほうがいいだと思ひます。第31条休み、遊ぶ権利をえらんだ理由は学校で勉強だけじゃなくていつかそとであそんだりと休みがもっとあったほうが学校のみんながうれしいそうですから。



第15条【結社・集会の自由】

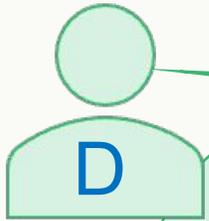
第16条【プライバシー・名誉の保護】

第19条【あらゆる暴力からの保護】

第15条は、自分で考えるよりグループを作って一緒に考える方が早
いし、たくさん意見も聞けるから。

第16条は、例えばAさんの住んでいるところや電話番号などの個人
情報を他の人に言わない。Aさんの家は古い→そのことを知っている
→他の子に教える→いじめになる。こういうことが起きるかもしれない
から。

第19条はいじめで、暴力をふるえたりすることたくさんあるから、それ
をしっかりと子どもを暴力から保護が必要だと思っている、どの学校に
も必要だと思う。



第14条【思想・良心・宗教の自由】

第13条【表現の自由】

第12条【意見を表す権利】

「子どもが自分がしんじているかみや宗教にはいい。それで自分が思ったことなどかんがえたことしたいことすればいいと思いました。」

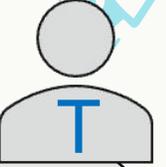
「子どもがさまざまな情報や考えのこと知らなかったら子どもが成長できないかもしれないから。」

「子どもが自分に関係のこと自由にきめられなかったらたとえば親が全部きめるなど、子どもが興味ことが親きめたら子どもがいやで自殺したくなるかのうせいもあるから。」

実践の結果④ 3時間目を終えた所感と今後



3時間目 第1条～40条、様々な国の生徒が勉強する南部中学校に必要な条約を3つ選び、理由を添えて書きましょう。



～本実践の子どもの姿から学んだこと～

- ・日本で生きる外国人という切実性のある問いから始まり、世界の子どもの現実を考え、最後に自分たちの学校というように、自分と「人権」「権利」の間の距離がそれぞれ異なった。異なる距離感を経験することによって、「権利」を自分事と捉えられるようになったのではないか。
- ・「子どもの権利条約」にヒントを得て、伝えたいことを伝えられるようになったという納得感が得られた。次に、「日本語教室の日本語」と「日本人の日本語」の距離を縮めて、伝えられた経験をさせたい。

ご静聴いただき、
ありがとうございました

